

高崎市議会たかさき市民21

最低でも平成25年度中に実現してもらいたい主要施策

1. 平成26年夏に向けて、全小中学校の普通教室へのエアコン設置を速やかに行うこと。

【教育部】

現在、エアコンの設置については、校舎の改築にあわせて電力負荷の軽減が図れる太陽光発電とセットで設置している。既存校舎については耐震補強工事の進み具合を見ながら効果的な手法を研究していきたい。

2. 市長公室における環境エネルギー施策として、小中学校の屋上をはじめ、公共施設の屋上等を、屋根貸し手法等を用いソーラーパネルの設置に取り組み、電源立地たかさきを実現していくこと。

【総務部】

本市の環境エネルギー施策は、太陽光発電関係をはじめとして重要な課題であると認識しており、各種の取り組みや研究、検討を行っている。

そうした中で公共施設における太陽光発電施設導入については、基本として公共施設の新築・改築時に併せて整備したいと考えている。また、小中学校の屋上についても、耐震工事等に併せた整備を検討しており、これらにより再生可能エネルギーの普及促進と低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していく。

3. 長寿センターの屋根にソーラー温水機器を搭載し、代替エネルギー政策を実行すること。

【福祉部】

自然エネルギーの導入という点から、高齢者の健康増進を目的に浴室を備えている長寿センターの屋根にソーラー温水器を搭載するということは有効なものと思われるが、市内に12箇所ある長寿センターは、古いもので築32年、新しいものでも築14年である。ここ数年は、各施設を維持するための修繕費や工事費が大きく、これを優先させたいため現段階ではソーラー温水器の搭載は難しい状況である。

4. 全行政区対象とした集会所建設への補助金を事業費総額の3分の1、最大700万円まで引き上げ、年次対象区を30箇所として、約2億円の予算を確保すること。

【総務部】

住民センターは、各町内会において町民相互の親ぶく及び文化の向上の場並びに町内自治の拠点としての場である。平成25年度より、新築は補助金額を700万円に、増築は補助率2分の1、補助金額200万円に、改修は補助率2分の1、補助金額100万円に引き上げを行い、で

きる限り町内会の負担軽減を図っていきたい。

- 5．支所エリアぐるりんは即廃止し、代替としてデマンド型バス(ジャンボ乗り合いタクシー)の導入に取り組むこと。

【市民部】

各支所地域に、公共交通について検討する支所地域交通体系検討小委員会を設置し、地域住民の声を聴いてきた。今後は、地域住民の声やニーズを踏まえながら利便性の高い路線を検討し、利用者の増加につなげていきたい。

【福祉部】

デマンド型バスの導入は現在の民間バス事業者やタクシー事業者の営業を圧迫する恐れがあり慎重に検討すべきものと考えている。支所地域の公共交通体系については、平成24年度に、支所地域の交通体系検討委員会で協議を重ねてきており、新たな交通体系の活用を核とし、地域高齢者の買い物や通院といった外出実態や移動支援にかかるニーズの把握に努め、関係課と連携し、外出・移動の支援を含めた高齢者の生活支援全般について研究していきたい。

- 6．榛名湖・榛名山を高崎観光の拠点として整備し、ワカサギ釣りや登山・水上スポーツイベントなど具体的施策を力強く推進すること。

【榛名支所】

榛名観光協会では、誘客のための様々なイベントを実施しており、市としても引き続き応援をしていきたいと考えている。

平成25年度は新たに「榛名山ヒルクライム in 高崎」、「榛名湖リゾート・トライアスロン in 群馬」、「(仮称)榛名湖マラソン」の3大会を開催し榛名湖・榛名地域を全国へ発信していきたい。

ワカサギ釣りにおいては放射性物質検査用の検体が確保できないため、いまだに解禁することができない。今後も検体確保に努めていく。

- 7．近年多発するゲリラ的集中豪雨にも耐え得るよう、被害状況を確認し、速やかに地下に遊水池・調整池を設置し対処すること。また、農業用水路の管理も含め、対応を図ること。

【建設部】【都市整備部】【農政部】

全庁的に関係部署と連携を図りながら、長期的に検討していきたい。

- 8．実質待機児がいる地域に対して、保育需要の増大に対応するために、すべての希望者が地元保育所に入所できるよう、定員増や施設整備の拡充を行うこと。

【福祉部】

保育所の入所について、地域によっては家や勤務先に近い希望の保育所には入所しにくい状況

もあることから、平成25年度から児童を受け入れた園に対する保育所入所待機解消支援事業補助金を創設することにより、保育士を予め確保し年度途中における保育所への入りにくさの解消に努めていきたい。また、公立保育所においても、職員を配置し年度途中の入所者の受け入れを行っていきたい。

なお、定員増や施設整備についても、周辺地域の状況を考慮しつつ、対応していきたい。

1. すこやかで元気に暮らせるまち（健康・福祉）

1 少子化対策を推進し、子どもを産み育てやすい環境をつくるために

- 1) 延長・夜間・休日保育等の特別保育、ならびに病児・病後児保育の拡充を図るために、公立保育所に対しては正規職員の増員を行うこと。

【福祉部】

公立保育所においては、保育需要の増大や多様化する保育サービスに対応するため、適切な職員の配置に努めていきたい。

- 2) 延長・夜間・休日保育等の特別保育、ならびに病児・病後児保育の拡充を図るために、私立保育所に対しては、施設整備や運営に対する補助金を増額すること。

【福祉部】

私立保育所に対する補助については、国や県と連携を図りながら、保育内容や施設の充実等、多様なニーズに対応可能な実効性のある補助制度の実施に努めていきたい。

- 3) 公立保育所の役割として、地域で発生する臨時的な受け入れ、たとえば年度途中の入所などに対応できるよう人員の確保を含め対応を行うこと。

【福祉部】

本市では、地域によっては、年度途中の保育所への入所が難しい状況があることから、平成25年度は、公立保育所においては保育士を配置して、年度途中の入所希望に対応していきたい。

- 4) 私立幼稚園について、認定子ども園への施設変更に対応できるよう施設整備や運営に対する補助金を増額すること。

【教育部】

私立幼稚園が認定子ども園へ移行する場合の施設変更については、国からの補助があるが、市でも園の新增築など施設整備について、建設費補助金を補助している。

また、幼稚園教育の振興とその経営の健全化を図るため、各私立幼稚園へは運営費補助金を補助しており、その算定は均等割、園児割、教職員割に加え、平成23年度より障がい児割を補助している。

5) 高崎駅に保育送迎ステーション（仮称）の設置を行うこと。

【福祉部】

保育送迎ステーションは既に都市部においては実施されているが、ステーションを設置する場所や対象とする児童の年齢、本園からステーションまでの距離等の課題もあることから、今後、需要等を含め研究していきたい。

6) 障がい者の福祉医療費について、身体障害者手帳4級以上、療育手帳所持者、障害年金2級以上の方が対象となるよう、制度整備をすること。また、精神保健福祉手帳の2級以上の方についても福祉医療費の対象になるよう、制度整備をすること。

【市民部】

高崎市福祉医療助成制度においては、重度心身障害者及び高齢重度身体障害者を対象として保険対象医療費の一部自己負担額を助成しており、「群馬県福祉医療費補助要綱」及び「群馬県福祉医療費補助金制度事務取扱要領」に準じ、障害区分による対象者を設定している。

この助成制度は、重度心身障害者（児）等については疾病にかかりやすいという点や、人工透析など継続的にかかる医療費の負担軽減を目的としているものである。この制度の趣旨から、県要綱に準じた基準の重度障害をお持ちの方に対して助成制度の運用を行う方針であり、財政上からも対象範囲を拡大することは困難であると判断している。

精神保健福祉手帳の2級以上の方については、障害年金1級対象としての認定要件に含まれており、さらに障害年金を受給されていない方であっても、障害年金1級相当の障害をお持ちの場合は、県の認定により福祉医療費助成制度の対象者としている。

7) 少なくとも年1回は障がい者の方々との意見交換を行い、障がい者の生活の把握を行うこと。

【福祉部】

現在、本市には各障害者団体の連絡協議会に加盟している障害者団体が10団体あり、これらの団体の定例会や運営委員会等に市職員が出席し、その都度、生活状況等の情報収集や意見交換を障害者団体の方々と行っている。

収集した情報を効果的に活用し、障害者の方々が生活して行くうえでのサービスや支援の向上に繋がるよう努めていきたい。

8) 不妊治療支援において、一般不妊治療への助成金を増額し、特定不妊治療に対しても、高崎市の少子化対策として市単独で助成金の増額を行うこと。

【保健医療部】

不妊治療については、平成20年度より特定不妊治療以外の一般不妊治療費の助成を開始し、平成23年度からは中核市移行に伴い、特定不妊治療費助成事業が県から委譲されたことから、

現在では特定不妊治療と一般不妊治療への助成を行い、不妊に悩むご夫婦の経済的、心理的な負担の軽減を図っている。

子どもを希望する夫婦の約10%が不妊に悩み、また、年齢が高くなるにつれ不妊率が上がるとされ、晩婚化が進む中その傾向が顕著になっている。このため不妊治療への経済的な負担を軽減しつつ、可能な限り早期かつ短期間での妊娠を実現するため、現行の一般不妊治療と特定不妊治療の助成制度をそれぞれ見直し、平成25年度から助成額を拡充することとした。

- 9) 放課後児童クラブについて、利用者ニーズに基づき、効率的な設置を行うこと。とりわけ、小学校6年生までの対応、大規模クラブの分割など早急に進めること。

【福祉部】

現在、吉井地域の一部を除き、市内全小学校区に放課後児童クラブがあり、74カ所で保育を行っている。

国のガイドラインでは、概ね10歳までの児童を対象としていたが、従来からクラブ側には、出来る限り高学年までの受け入れを要請している。法改正により、将来的には6年生までが利用児童の対象となるので、今後、保護者のニーズを把握し、整備を進めていきたい。

なお、大規模クラブの分割については、国の補助金の打ち切り方針に合わせ、平成22年度までに対象となるクラブの施設整備を行った。全国的な整備状況から、国の補助金は平成23年度以降も継続して交付されているが、今後も利用児童数の推移見込みにより、適切な施設整備を実施していきたい。

- 10) 放課後児童クラブの指導員の待遇改善を行うために、運営補助金の増額をすること。

【福祉部】

放課後児童クラブの運営は、利用児童の保護者からの保育料と本市からの委託料(直営以外)により賄われている。保育料は各クラブで、年度の収支見込みから設定している。市としても安定した運営が行えるよう、国の補助基準以上の市独自の基準額を設け、委託料として助成している。

- 11) 高崎市独自の児童相談所を設置すること。

【福祉部】

本市においては、相談援助体制の更なる充実や強化のために必要な人材の確保に努めながら、専門機関である児童相談所の指導・助言と緊密な連携のもとに今後も児童虐待をはじめとする児童の問題に適切に対応していきたい。

市独自の児童相談所の設置については、今後の課題として研究していきたい。

- 12) 子ども発達支援センターの職員(特に専門職員)のさらなる増員を図ること。

【福祉部】

相談件数が増加しているため、臨床心理士等の専門職を増員するなど、相談希望時に即時対応できるように努めていきたい。

- 13) 子ども発達支援センターの機能充実のために、保育所・幼稚園・小中学校・適応指導教室・教育センターなどとの関係機関との連携をさらに強化すること。

【福祉部】

保育所・幼稚園に発達支援コーディネーター・特別支援教育コーディネーターを配置し、スムーズに連携をとる体制を整備している。小中学校や適応指導教室、教育センターとも支援会議などを通して支援体制等について協議検討しているが、今後、関係機関とさらに連携強化する方策を検討したい。

2 健康的で明るい市民生活を支援するために

- 1) 中学生以下の児童・生徒に対して、インフルエンザワクチン接種の助成制度を創設すること。

【保健医療部】

中学生以下の児童・生徒への季節性インフルエンザの予防接種については、法令に基づかない任意予防接種であるため、自費負担での接種となっている。

しかしながら、インフルエンザは肺炎や気管支炎などの合併症を併発し、重症化することもあり、罹患前の予防が重要で予防接種の効果が大きいとされているので、予防接種の助成については、近隣市町村の状況等を踏まえ、今後検討していきたい。

- 2) 乳がん検診のマンモグラフィー検査を毎年受けることができるよう制度整備を行うこと。

【保健医療部】

乳がん検診のマンモグラフィー検査については、国の指針から対象者を40歳以上の偶数年齢の女性としているが、平成21年度からは国の補助金事業として始まった「女性特有のがん検診推進事業(無料クーポン券)」が開始され、41歳・46歳・51歳・56歳・61歳については無料で検診が受けられるようになり、今後乳がん検診の対象者の拡大については、国・県の動向を踏まえ関係機関等の意見を伺いながら、検討していきたい。

- 3) 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについて、継続的に接種できるよう制度整備をすること。

【保健医療部】

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについては、国からの助成があるため、本市でも全額公費負担で接種を行っているが、現在、厚生労働省において、これら3つのワクチンを平成25年度から予防接種法に基づく定期接種化することについての検討が行われているた

め、本市においても今後の国の動向に注視しつつ、制度改正が行われた際には迅速に対応したい。

3 明るく活力ある社会福祉を築くために

- 1) 障がい者の就労支援について、公共施設はもとより、事業主に対して雇用面での積極的な協力要請を行い、就労率の向上を図ること。

【福祉部】

障害者の就労を支援するため、市が設置する「高崎市障害者自立支援協議会」に、就労支援部会を設け、総合福祉センター内に市が設置した「障害者サポートセンターる〜ぷ」やハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどが連携し、民間企業へ障害者理解の促進と障害者雇用の働きかけを行なっている。

また、「障害者サポートセンターる〜ぷ」では、企業の協力を得て、障害者の職場体験実習をしたり、企業が障害者を雇用する際の助言や雇用継続のための支援を行っている。また、民間の障害者施設に通いながら一般就労を目指す障害者に対しては、民間企業での実習の機会を提供し、障害特性に配慮した作業を認識するなどにより障害者雇用の理解と促進に努めている。このような活動により障害者の就労率の向上を目指したい。

- 2) 福祉に関わる人材確保のために、福祉業務に関わる指定管理者については、見直しを行うとともに、福祉行政の拡充のため直営を含め検討をすること。とりわけ利用者が20名以下の施設（旧福祉作業所など）について早急に改善を図ること。

【福祉部】

市が設置する施設については、民間活力導入による市民サービスの向上や、事務事業の効率化等を図る観点から、指定管理者制度による運営を検討したうえで管理方法を決定している。現在、指定管理者制度により管理運営している施設については、モニタリング等により適切なサービスの提供が確保されているかなど内容の把握を行うとともに、必要に応じて指導などを行っていききたい。

今後も、こうした仕組みを利用し、適正な管理・運営が行われるよう努めていきたい。

- 3) 福祉の拠点である総合福祉センターの駐車場について、西側に障がい者用の駐車場所を増やすとともに、東側の駐車場について舗装をし、利用者の怪我のないように対応をすること。

【福祉部】

総合福祉センターでは、現在、障がい者用駐車場を10台分設置しており、日頃の利用状況から充足しているものと認識している。しかし、しばしば利用対象者でない方の利用が見受けられるので、随時巡回するなどして適切に利用をしてもらうよう努めたい。

東側の駐車場については、直ちに舗装を施すことができないので、平成24年度中に、安全

性確保のための応急的な措置を施している。

- 4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の質の向上を図るために助成制度を創設し、徹底した指導・監督・助言を行うようにすること。

【福祉部】

高齢者の増加に伴い、ひとりで生活するのは不安であるという高齢者が多くなることが予想され、不安を抱えた高齢者の住み替え先としてのサービス付き高齢者向け住宅の需要が増えることが見込まれている。サービス付き高齢者向け住宅の建設にあたっては、現在、国の助成制度<新築の際の補助率：1／10（上限100万円／戸）>があり、現段階で市独自の助成制度を創設する予定はないが、今後の需要と供給の動向に注視していきたい。

なお、法の規定により、サービス付き高齢者向け住宅は、自治体（中核市以上）への登録制になっており、所管自治体においては、業務に関し必要な報告を求め、登録住宅に立ち入り、その業務の状況もしくは帳簿等を検査し、関係者に質問することができることとなっている。本市においても、登録手続きの段階から適正な運営に向けた指導を行っている。

- 5) 高齢者・障がい者の交通手段の確保のために、市内全域での福祉タクシー制度を整備すること。

【福祉部】

現在、障害者の交通手段の確保策については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（移動支援、訪問介護等）をはじめ、福祉有償運送サービスや福祉タクシー制度等により、利便性の向上に努めているところである。今後も、より一層の充実を図るため、研究および検討をしていきたい。

また、高齢者の交通手段の確保については福祉有償運送サービスや過疎地有償運送サービス、介護保険サービスの利用などにより、さらには、平成24年度から行なっている支所地域の交通体系検討委員会の検討結果をふまえて、福祉タクシー制度も含め研究、検討していきたい。

2. 豊かな心と感性が育つまち（教育・文化）

1 豊かでゆとりある安心・安全な学校教育環境の実現に向けて

- 1) 多発する事故の教訓を踏まえ児童・生徒の安全確保のために、通学路グリーンベルトライン・ゾーン30の設置を含めた通学路の安全対策を行うこと。

【教育部】

通学路グリーンベルトについては、小学校の要望により、学校より半径500m以内の交通危険箇所を設置している。歩道がいずれ側にもなく、設置が可能な道路環境等が条件となっている。この条件に基づき、市民部地域交通課・建設部道路維持課等と連携を図り、現地調査を実施し協議の上、関係部署の協力を得て改善に努めている。

平成24年度より「ゾーン30」が塚沢小学校、新町第一小学校、新町第二小学校の3校の学校周辺で指定されている。今後も、より多くの学校が指定されるよう高崎警察署に要望していきたい。

2) 学校図書館指導員の嘱託化を推進すること。

【教育部】

本市では、昭和42年度から学校図書館事務取扱者を全校に配置するため、学校図書館運営補助金を予算化し、補助してきたが、平成23年度から市臨時職員として市で採用した学校図書館指導員を全校に配置している。

3) 学校施設の耐震化について、スピード感を持ち行うこと。

【教育部】

学校施設については、耐震診断の結果に基づき耐震補強工事を実施している。今後も継続して耐震補強設計、耐震補強工事を実施し、学校施設の早期安全確保に努めていきたい。

4) 校舎の長寿命化を視野に、建替え計画の見直しを行うこと。

【教育部】

校舎の建替えについては、構造的に耐震補強工事が不可能なもの等特殊な事情がある場合に限るという考え方をとっている。通常の場合は、耐震補強工事、大規模改造工事により校舎の長寿命化を図っていく。

5) 給食費の滞納者に対して、承諾を受けてから児童手当の天引きをするだけでなく、保護者の児童手当・給与・財産の差し押さえ等も含めて検討すること。

【教育部】

給食費の滞納者に対して、児童手当からの申出徴収を開始したが、法的措置も視野にいれつつ未納対策に取り組んでいきたい。

2 心豊かな市民生活を送ることができる社会教育環境の充実のために

1) 一小学校区に一地区公民館体制を確立するため、未整備地域への地区公民館の整備を進めること。

【教育部】

各地域の人口や地域の意向等を考慮し、公民館の配置を検討し、必要に応じて改修等を実施していく。

2) 地区公民館の耐震化・長寿命化を図ること。

【教育部】

公民館の耐震化は、昭和56年以前の施設について、平成20年度から耐震診断を実施している。今後も計画を進め、安全で利用しやすい公民館の整備を進めていきたい。

- 3) 教育委員会は学校教育に特化し、それ以外の部署は教育委員会から市長部局へ移管すること。

【総務部】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が管理、執行する事務として、学校教育に関する事務をはじめ、社会教育、青少年教育、スポーツ、文化財の保護などに関する事務が規定されていることから、所管の変更については、法律の趣旨や行政委員会との関係性などを踏まえ、現行の組織を基本としつつ、関係部署と慎重に協議しながら研究に努めたい。

- 4) スポーツ施設の整備において、各種競技の主体となるべき施設は、集客を意識した改修・整備を行うこと。

【教育部】

市民のための生涯スポーツの振興に資する施設とハイレベルな試合等を観覧できる集客に資する施設とのバランスを考慮しながら、研究していきたい。

- 5) 本市の管理する各種ホールについて、お昼等の飲食を客席でも取れるよう柔軟に対応すること。

【総務部】

本市の管理するホールのうち、大ホールについては音楽や演劇等の公演が行われることが多く、公演中の客席での飲食は、お弁当やお菓子を広げる音等により公演を楽しみに来ている他のお客様に迷惑がかかることが予想されるため、ご遠慮いただいている。

大ホール以外の会議室、集会室等ではお昼のお弁当等の飲食は可能となっている。

【教育部】

社会教育関連の施設における飲食等については、施設ごとに適切に対応している。

スポーツ施設内においては、アリーナの床の濡れ等が重大な事故につながるおそれがあるので、基本的には観覧席や会議室での食事をお願いしているところだが、シートを敷くなどの処置をして飲食を認めているケースもある。今後も弾力的に対応していきたい。

3. 安心でやすらぎのあるまち（環境・安全）

1 快適な生活環境の確保実現のために

- 1) 犬のフン害防止、ごみのポイ捨て禁止、不法投棄ゴミの対策強化について、意識の徹底を図るために、罰則規定を盛り込んだ条例を早急に制定すること。

【保健医療部】【環境部】

廃棄物処理法において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められ、県の「群馬県の生活環境を保全する条例」では、みだりに空き缶等を捨てることを禁止しているため、同じ内容の市の条例によってポイ捨て等を規制するのではなく、市民団体や民間企業の協力により、ポイ捨てのない街づくりのための啓発活動や市民一斉清掃の実施、中心市街地の清掃活動などを定期的に行い、環境美化の意識や喫煙マナーの向上に努めていきたい。

犬のフン害については、多くの飼い主はマナーを守っているが、ごく一部の心無い飼い主が放置するので、苦情が寄せられているところである。

このことについても継続して、啓発資料の配布や動物愛護フェスティバルにおける呼びかけ、家庭犬のしつけ方講座や家庭犬のしつけ方教室、譲渡前講習会の開催等を通じて飼い主や広く市民の方々に啓発活動を行い、マナー向上に努めていきたい。

- 2) 地球温暖化対策を強化するために、実効性の高い地球温暖化防止条例を、中核市として、本市独自で制定すること。

【環境部】

地球温暖化対策は非常に重要な課題であり、市民と協働で温暖化防止のための対策を進めていく必要があると認識している。

本市では、「高崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出量削減のための各種施策に取り組んでいるが、県においても地球温暖化対策の取り組みをさらに加速させ、県内の温室効果ガスの排出削減の実行を確保するために「群馬県地球温暖化防止条例」を平成21年10月23日に制定し、平成22年4月1日から施行している。

このため、本市においても県条例の主旨に基づき、市民、事業者と協働し、さらなる地球温暖化防止のための対策を進めていきたい。

- 3) 中心市街地に、公衆トイレを整備すること。また、景観整備のため塀および壁などの落書き対策強化すること。

【総務部】

中心市街地の美観が保たれ、快適性が実感できるまちづくりを進めるため、市民ニーズを考えながら今後検討していきたい。

【総務部】

落書き防止をはじめとした環境美化対策に努めることは、治安対策の観点からも重要と考えている。落書き防止対策の強化のため、今後も施設管理者への所管施設の見回りなどを働きかけるとともに、今後も警察官の巡回パトロール強化について警察と連携を図っていきたい。

- 4) 既存・新設を問わず、公共施設の壁面緑化・屋上緑化、太陽光・風力など自然エネルギーの

活用を積極的に進め、率先垂範していくこと。

【環境部】

地球温暖化の主な原因とされている温室効果ガス削減の取り組みとして、自然エネルギーの利用拡大は重要な手段のひとつであり、本市は、公共施設の新設または改築・改修の際に自然エネルギーの利用を積極的に推進したいと考え、本市の公共事業における環境への配慮を定めた高崎市環境調整指針により、各部局を横断的に調整し推進している。

また、壁面・屋上緑化も、太陽光発電と同様に地球温暖化の防止など地球環境の保全につながるという観点から、公共施設の新設または改築・改修の際には導入を推進していきたい。

- 5) 壁面緑化・屋上緑化、太陽光などの自然エネルギーの活用を促進するために、市民への補助金の拡充を図ること。あわせて、高効率給湯器導入などによる省エネルギー対策に対する補助金メニューを設置し、対応を図ること。

【環境部】【商工観光部】

太陽光などの自然エネルギー利用について、市民の関心は震災以降ますます高まっているものと認識しており、これら自然エネルギーの利活用に対して市が助成し、経済的な奨励により導入の促進を図ることが効果的であると考えている。

このため、平成25年度においては、市内の事業所に太陽光発電設備を導入する事業者に対して費用の一部を助成する補助制度を新たに創設するとともに、家庭用の太陽光発電システム設置に対する補助も引き続き実施していく。

今後も自然エネルギーを活用するための施策、また省エネルギー対策に係る施策の充実に向けて、調査・研究していきたい。

【都市整備部】

地球温暖化や市街地におけるヒートアイランドの対策として、緑化の推進や緑地の保全、道路や河川を交えた水と緑のネットワークが大切だと考えている。

屋上緑化・壁面緑化は、都市緑化の観点から重要な課題であるため、都市計画区域内の用途地域における建築物を対象とした、屋上緑化・壁面緑化に伴う緑化条例の改正を行い平成22年4月1日より補助を実施している。補助金の拡充については、全国的な動向や市の財政負担を鑑み、今後、検討していきたい。

- 6) 高浜クリーンセンターの改修計画を早急に取りまとめること。

【環境部】

平成25年度に、新たな一般廃棄物処理施設の整備の基本的事項を定める一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定作業を開始し、処理能力や概算工事費の算定並びに処理方式等の検討を進めていく予定である。

また、現在運転中の焼却施設等については、定期的な点検と補修を施しながら適切な維持管

理により安定した運転を継続していきたい。

7) 新斎場の整備にあたり、市民ニーズの高い動物斎場を設置すること。

【市民部】

ペット専用火葬炉の整備には、設置費用が伴うことから、ペットを飼育していない市民との公平性が保たれないと認識している。また、市内では民間事業者により運営されている状況にあるため、公の施設として設置することは、当該事業者に対して民業圧迫と懸念される。

そのため、本市では、新斎場建設基本構想の段階から、ペット専用焼却炉の整備は行わないこととしている。

8) 八幡霊園の拡充をすること。それにともない、共同墓地の設置も行うこと。

【都市整備部】

市民からの墓地需要は今後も継続し、墓所の不足も相当数見込まれることから、墓地の設置と周辺整備を併せて行うことができる八幡霊園を拡張整備し、その供給を図っていきたいと考えており、平成25年度に用地買収を予定している。

また、今後事業計画を策定する中で共同墓地の設置についても、検討していきたい。

2 災害に強く、安全なまちづくりを推進するために

1) 市民の防災意識を喚起するために、小学校区単位で、改定される地域防災計画を活用し、説明会・学習会・避難訓練を定期的に行うこと。

【総務部】

市民の防災意識をさらに向上させるため、今後とも出前講座や地域での事業実施の際に洪水ハザードマップ等の活用を図るとともに、小学校単位に設置する地区公民館とも連携協力を図りながら、各地域への啓発活動を行っていきたい。

2) すべての行政区に自主防災組織を設置し、防災訓練の実施など、具体的な活動について積極的に支援すること。

【総務部】

自主防災組織については、町内会単位で設置を推進しているところである。設立時の装備品や防災訓練の経費に対して補助を行なうほか、今後は住民避難訓練の充実強化を図るため、防災ボランティアとも連携しながら支援を行っていきたい。

3) 消防団員確保のために、市長自ら企業等に協力を要請すること。

【総務部】

消防団活動に協力している事業所については、表示証を交付して社会的に評価する制度を実

施している。また、広報において消防団の特集を組むなど、団員確保への取り組みや消防団の充実強化を促している。さらに、市長自ら消防関係の行事等に出席し、消防団の重要性を周知しているところである。

4) 警察署の市内2署体制を早急に実現すること。

【総務部】

高崎北警察署（仮称）については、平成26年度中の完成を目指して建設が進められている新渋川警察署の進捗状況を見据えながら、可能な限り早期に建設計画を策定し、当該計画を実施することとしている。

今後とも、市民生活の一層の安全確保のため、早期の新署設置を要望していく。

5) 地域の実情に合わせて、交番および駐在所の配置を再編成し、警察官を常駐させること。

【総務部】

高崎警察署管内では、交番及び駐在所の再編を進め警察機能の強化を図っているところであり、今後とも新署の早期設置要望に併せ、都市化が進展する地域における駐在所の交番化を要望していく。

6) 高崎市等広域消防局の群馬分署について、早急に新築移転事業を進めること。

【消防局】

群馬分署は、建築後40年が経過し、庁舎の老朽化や、周辺地域の都市化に伴う庁舎前道路における交通量の増加、等の課題があると認識している。

こうした課題への対応について、近隣にある消防署所との連携など消防業務面を中心に、財政的な側面も含め、現在様々な角度から検討しており、関係部局と調整の上、新築移転等の早期事業化に取り組んでいきたい。

7) 防犯・防災対策として、ラジオ高崎を今以上に活用すること。また、全地域の屋内で聴取できるようにすること。

【総務部】

今般、見直しを行った地域防災計画の中でも、各種情報機器やシステムを活用した情報伝達の拡充を検討しているところである。

ラジオ高崎の活用についても、災害時の地域情報の発信を強化するため、電波状況の調査や受信状況の改善に取り組んでいきたい。

【総務部】

ラジオ高崎の放送について、市内全地域の屋内で聴取できるようにすることが技術的・法制的に可能か否か、関係部署並びにラジオ高崎と連携をとりながら、その手法について研究し

ていく。

4. 人々がつどう魅力あるまち（産業・観光）

1 地域経済の発展のために

- 1) 年々拡大する有害鳥獣被害の防止対策のために、100%駆除を委託している猟友会に対して、さらに積極的な財政支援を行うこと。

【農政部】

有害鳥獣の捕獲業務は、その特殊性から猟友会に委託しており、猟友会の協力なしに有害鳥獣対策を実施することは不可能である。平成25年度より高崎市鳥獣被害対策実施隊を組織し、今まで以上に効果的な捕獲及び防除の実施、また、捕獲獣1頭当たりの捕獲処分費の大幅な増額により、猟友会に対する財政支援も併せて充実していきたい。

- 2) 有害鳥獣被害農家からの補助金申請において、再申請の制度を見直すとともに、申請関係書類の簡素化を図ること。

【農政部】

有害鳥獣被害は、年度により増減はあるものの、年々増加傾向にあり、ハクビシンやアライグマといった外来生物被害やニホンザル被害など被害対象動物も増えている。より効果的に補助金を活用してもらうためにも、改正の必要がある箇所については適宜対応していきたい。なお、申請関係書類については、必要最低限の書類とさせていただく。

- 3) 中山間地域において、農業機械の大型化、ビニールハウス等の施設の増加に対応するため、農業用道路および水路の整備を促進すること。

【倉渕支所】

倉渕地域は、地形の立地条件から農用地が小規模に散在しているため、集落とほ場を結ぶ耕作道や用水路等が数多くあり、農作業の省力化を図るため、これら農業用道水路の整備を実施しているが、今後も農業用道水路整備を計画的に促進していきたい。

- 4) 中山間地域において、林業振興を図るために、林業担い手支援と林道や作業道整備を積極的に進めること。また、林道・作業道の適切な維持・補修を行うこと。

【倉渕支所】

担い手支援としては、木材価格の低迷や中山間地域における人口減少と高齢化の進行が依然と続く厳しい情勢の中、担い手対策として林業作業従事者の退職金制度の充実を図るための補助事業を継続して推進していく。

林道整備としては、適切な森林整備の促進と効率的な木材等の運搬、山村地域の生活環境改善のために路網整備は必要不可欠と考えており、地域からの要望を基にした林道の整備を図る

ため、国・県の補助事業を活用しながら開設・改良工事を計画的に進めていく。引き続き林道・作業道の維持・補修管理に努めていきたい。

5) 中山間地域において、竹やぶ対策を行うこと。

【農政部】

市内各所に整備されていない竹林が繁茂しており、このことは、有害鳥獣の出没しやすい環境を作り出している。そこで、人と野生鳥獣の住み分けのための緩衝帯を設けるために竹林整備をする地域活動に対し、新規市単独事業として里山元気再生事業を設置し、活動団体を支援する予定である。

【倉渕支所】

農林業の担い手の減少・高齢化等により放置された竹林は、中山間地域における森林や農地などに拡大している現状が見られるところである。竹林対策として、竹林伐採による竹資源の有効活用等について関係機関と連携を取りながら検討していきたい。

6) 市内の観光資源と農畜産物資源を、有機的に結びつけた政策を促進すること。

【商工観光部】【農政部】

本市の観光振興を推進するうえで、農畜産物は大きな構成要素のひとつである。

農畜産物や「食」を取り入れた観光ルートづくりやキャンペーンなど、他の観光資源との連携強化をも視野に入れ、本市の魅力づくりや情報発信に取り組んでいきたい。

7) 展望花の丘周辺環境の整備を促進すること。

【建設部】

多くの観光客が訪れる鼻高展望花の丘へのアクセス道路には、観光バスなど大型車のスムーズなすれ違いが困難な箇所があり、今後も継続的に道路改良等を行い、利用者のアクセス向上を図っていきたい。

8) 観光振興の観点から、各種のイベントを開催する際、市内の拠点（高崎駅や市役所等）から会場までのシャトルバスの運行をさらに充実すること。

【商工観光部】

現在本市では、春の行楽シーズンに「ぐるりん観音山線」を増発して利便性の向上に努めているほか、関係者の協力により「榛名湖イルミネーションフェスタ」や「少林山だるま市」においてシャトルバスが運行されている。

シャトルバス運行については、今後ともその必要性や有効性を踏まえ検討していきたい。

9) 倉渕地域の活性化に向けて、小栗の里整備事業を含め、地域活性化の核となる拠点施設の整

備を積極的に進めること。

【倉渕支所】

地域活性化に向け、現在、支所改修工事を行い、来年度、(仮称)小栗の里拠点施設の建築を行う。また、廃校となった旧川浦小学校の利活用のため、倉渕地域廃校施設利活用検討懇談会を設置している。今後も懇談会や関係部署と協議しながら、旧川浦小学校跡地の活用の検討を進めていきたい。

- 10) はまゆう山荘にバリアフリー化のエレベーターの設置並びに露天風呂の設置を早期に行うこと。

【倉渕支所】

来年度、高齢者や障害のある方も不自由なく入浴できるようエレベーターを設置し、バリアフリー化を図っていく。また、老朽化した施設を安心して利用してもらうための計画的整備を優先して進め、露天風呂の設置は、今後の施設整備の状況を踏まえ検討していきたい。

- 11) 榛名湖のワカサギ釣り復活のため、ワカサギ不漁の原因の究明を行い対応すること。

【榛名支所】

榛名湖漁業協同組合と群馬県蚕糸園芸課及び水産試験場に協力をもらい原因究明に努めているが、いくつかの要素は考えられるものの確たる結論に至っていない。今後も引き続き原因究明を続けていく。

- 12) 本市のイメージキャラクター(ゆるキャラ)を明確にし、売出しを図ること。

【商工観光部】

現在本市には、「全国都市緑化フェア」のマスコットキャラクター「たかポン」のほか、民間では群馬県達磨製造協同組合の「たか丸」やはるなフルーツタイムスの会の「フルーツ忍者ハルナ」などが「ゆるキャラ」として活動している。

それぞれのキャラクターは、観光キャンペーン、地域のまつり、各種イベントなど、その目的に応じて活用されている。

今後ともこれらのキャラクターを事業の目的に合わせて有効活用し、本市の知名度の向上に取り組んでいきたい。

2 中心市街地活性化施策を推進するために

- 1) 中心市街地をより具体的に活性化するために、高経大キャンパスの一部を移転し、大胆な活性化策を実施すること。

【総務部】

中心市街地へのキャンパス一部移転については、公立大学法人高崎経済大学としての教育環

境の整備に係る方針等を確認しつつ、本市施策との整合が図れるよう関係部署と慎重に協議しながら研究に努めたい。

- 2) 「中心市街地活性化計画」に基づいた具体的施策について、市民にわかりやすくアピールし、事業の促進を図ること。

【商工観光部】

中心市街地の活性化を推進するため、様々な事業を掲載した、「高崎市中心市街地活性化基本計画」は、平成20年11月に内閣総理大臣から認定を受け、平成26年3月までを計画期間となっている。

基本計画は市のホームページに内容を掲載し、市民への周知を図ってきたが、事業の促進のための具体的な施策のアピールについては、事業所管課と連携して手法等を検討していきたい。

3 高崎競馬場跡地を有効利用するために

- 1) 県が発表した複合一体型コンベンション施設建設に向け、県との連携をより強化し、事業の推進を図ること。

【都市整備部】

都市集客施設と県の複合一体型コンベンション施設の相乗効果により、さらなる本市の発展につながることから県の施設建設に、より一層協力していきたい。

- 2) 地域住民に対して周辺整備の周知を図るとともに、県と連携して地権者への説明を早急に行い、公有地化を進めること。

【都市整備部】

今後も県と連携・調整を図り、事業に協力していきたい。

- 3) 高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)ならびに東毛広域幹線道路の整備促進と結びつけて、群馬県の玄関口にふさわしい施設整備を、積極的に推進すること。

【都市整備部】

スマートインターチェンジと高崎駅を結ぶ東毛広域幹線道路周辺エリアは「新しい高崎のビジネスゾーン」として、新しい産業拠点の創出を目指している。県が整備する高崎競馬場跡地でのコンベンション施設や都市集客施設とあわせ、早期の推進を図っていく。

4 都市集客施設整備について

- 1) 都市集客施設整備を成功させるために、コンベンションビューロー及びスポーツコンベンションの設立の手法とタイムスケジュールを逐次示すこと。

【都市整備部】

施設整備とともにコンベンションビューローなどの誘致組織の検討を進めていく。

- 2) 集客、誘客を成功させるために、現在実施されている集客事業の検証を行い、庁内横断的な関係部署間の協議とともに、すべての職員に積極的な政策提言をさせること。

【都市整備部】

本市への集客、誘客を成功させるには、全庁を挙げて取り組まなければならない。庁内や民間の知恵などを取り込んでいきたい。

- 3) 都市集客施設整備において、現在実施されている事業との関連付けなどを含め、集客・誘客のための具体的な手法を逐次示すこと。

【都市整備部】

都市集客施設の管理運営方針を含め、具体的な集客・誘客のための施策を検討していきたい。

- 4) 計画にある再開発事業における民間負担分の算出根拠を早急に示すこと。

【都市整備部】

民間参画の規模によって再開発事業全体の額が決定することから、民間の参画者と負担額を決定したい。

- 5) 都市集客施設整備における公費負担、合併特例債及び合併特例債返済計画の算出根拠を早急に示すこと。

【財務部】

都市集客施設については、これまでいただいた関係者の意見やパブリックコメントなどを参考として、本年度から設計に取り組んでいくことになっている。

公費負担の額や合併特例債の借入額、返済計画などは、設計に合わせて算出していくことになる。

【都市整備部】

民間参画の規模によって再開発事業全体の額が決定することから、民間の参画者と負担額を調整し、市の負担額や合併特例債の額を決定したい。

- 6) 総合体育館整備において、高崎駅西口との接道整備ならびに、既存西口駐車場との連携を深める対応を図ること。

【都市整備部】

高崎駅からのアクセス等については、今後の研究課題である。既存の西口駐車場との連携を検討していく。

5. 便利で快適な住みよいまち（都市・建設）

1 人にやさしいまち、計画的な都市基盤と都市機能の整備推進のために

- 1) 西毛広域幹線道路の全線開通に向けて、群馬中央第二土地区画整理事業地域以西の用地買収を、早急に進めること。

【都市整備部】

西毛広域幹線道路は、群馬県の7つの交通軸（西毛軸）の対象路線であり、西毛地域の発展に欠かせない幹線道路であるとともに、本市にとっても榛名、箕郷、群馬地域の北西部を横軸で結ぶ重要な幹線道路である。

県としても平成21年度に本市の未着手区間のうち榛名、箕郷地域の4.7kmについて事業化を決定した。平成22年度には事業計画変更の説明会の実施、同区間の調査・測量を開始し、市民参加による道づくり会議を実施して、平成23年度より、用地調査、境界の確認作業、用地買収を行っている。

今後については、市としても積極的に事業推進に協力をしていくとともに、西毛広域幹線道路建設促進連絡協議会を通じて、事業進捗について要望活動を行っていききたい。

- 2) 榛名南麓広域農道「フルーツライン榛名工区」の早期完成を図ること。また、既存市道からのアクセス道路の改修の促進、買収済み未着手用地の有効利用を図ること。

【農政部】

箕郷工区は、橋梁、道路改良工事及び高崎・東吾妻線との交差点改良工事が平成23年度に完成し、供用を開始した。榛名工区の未整備区間2.0kmの区間については、道路用地の取得を積極的に進め、一部区間の工事も着手している。今後も国・県へ事業推進を働きかけていきたい。

整備を進めている広域幹線道路の活用については、そのアクセスの利便性が求められるので、関係する地元の方々や関係部局における協議・調整を図り、アクセス道路としての整備に努めていきたい。

また、ルート変更により榛名南麓広域農道としての利用計画がなくなった既買収地については、県と本市の関係部・課による活用検討会において、その有効活用について県への働きかけを行っていく。

- 3) 歩道の整備について、国道・県道・市道を問わず、段差の解消を図ること。

【建設部】

だれもが安心・安全に通行できるよう現地の状況を精査し、国および県に整備を要望していくとともに、市道についても地元関係者と調整を図りながら段差解消に向けた調査研究を進めていきたい。

4) 自転車事故の防止のため、自転車道の整備を図ること。

【建設部】

自転車道の整備は、道路幅員や交通量など地域の特性を十分考慮する必要があり、車、人及び自転車の事故防止のため、県や警察等の他機関と協議を行い、整備手法の調査・研究に取り組んでいきたい。

5) 道路の除草について、国道・県道・市道を問わず、積極的に実施すること。

【建設部】

河川・水路・側溝の清掃や除草については、地元町内会やボランティア活動等により協力をしてもらっているが、地元で対応できない場所で、排水機能や通行に支障をきたしている場合は、土砂や草木の除去整備を随時実施していきたい。

国道・県道については、国、県に要望していきたい。

6) 国道・県道・市道を問わず、基幹道路等、渋滞緩和の右折レーンを設置促進すること。

【建設部】

右折レーン設置については、現地の状況を精査し慢性的な渋滞箇所や交通危険箇所等を中心に、国および県に要望していくとともに、市道についても調査し、交通渋滞の緩和に向け研究を進めていきたい。

7) 新町駅周辺バリアフリー化事業を積極的に推進すること。特に新町駅のバリアフリー化を早急に図ること。

【都市整備部】

本市では、新町地域全域を重点整備地区として位置づけ、平成23年3月にバリアフリー基本構想を策定し、新町地域の特性を生かした「誰もが歩いて暮せる安全・安心・住みやすいコンパクトシティ」の実現に向け、整備に取り組んでいる。基本構想の策定にあたっては、高齢者や障害者をはじめとする地域住民の参画を得て、公共施設や歩道などの現地点検を実施し、課題を抽出、検証し計画に反映させている。

今後は、基本構想で設定されたバリアフリー化事業の計画的推進を図り、高齢者や障害者の方々をはじめすべての人が安全で快適に暮らせる生活環境の整備を推進していきたい。

新町駅については連続立体交差化事業の構想があり、事業主体である県が、平成19年度より調査を実施しているが、現在、鉄道高架に伴う事業費の算定や費用対効果など様々な角度から調査を行っている。新町駅のバリアフリー化については、この調査結果に基づき連続立体交差化事業の方向性が示されると思われるので、その結果を待ちたい。

8) 観光を念頭に観音山公園整備を中心として観音山丘陵の一体的整備を推進すること。

【都市整備部】

本市のシンボルである観音山丘陵は、市街地に隣接した身近な緑として、市民はもとより多くの人に親しまれている。その拠点となるカップピア跡地の公園整備を図るとともに、周辺の各施設と連携を図っていききたい。

- 9) 日高遺跡公園周辺整備について、駐車場、取り付け道路整備など地域に情報発信すること。

【教育部】

基本計画に則って史跡地内の施設整備を進める。また、周辺施設については地元と情報交換しながら整備を検討していききたい。

- 10) 都市基盤と都市機能の整備において、実践可能な論議の上、理工系の大学等との共同連携に注力すること。

【都市整備部】

都市計画や都市基盤整備の分野で、地方自治体と大学等の研究機関との連携は、地域行政に最新の研究成果や新しい発想に基づく政策を取り入れることができる可能性があり、また人材育成の面からも有効であると思われるので、今後、研究していききたい。

2 快適で安心な市民生活を支えるために

- 1) 汚水処理人口普及率の向上を図るために、下水道計画に沿った公共下水道の整備を、着実に進めること。

【下水道局】

快適な生活環境を確保するため、現在の整備状況、財政状況並びに地域特性等を考慮しつつ、より効率的・効果的な事業を推進し汚水処理人口普及率の向上に努めたい。

- 2) 下水道計画区域外では、合併浄化槽の整備を促進するために、さらに補助事業を拡充すること。

【環境部】

生活雑排水の未処理放流は水環境に多大な影響を与えており、きれいな水を取り戻すために浄化槽法が改正され、平成13年度から新設の場合には合併浄化槽の設置が義務づけられ、既存の単独槽の転換も推進しているところである。

設置補助については国・県と連携を図り、効果的な助成を今後も実施していききたい。また、補助については全市域へ均衡な扱いとしているが、寒冷地指定の倉渕、榛名、箕郷地域へは上乘せ、水質汚濁防止法の指定地域である倉渕地域には合併処理浄化槽の維持管理費補助の継続など地域特性を考慮した運用を行っていききたい。

- 3) 公共雨水排水の効率性を高めるために、企業・家庭等の雨水利用タンク設置に対する助成制度を創設すること。

【建設部】

雨水利用タンクに対する助成制度については今後、その設置状況、普及効果などについて、他市の事例・実状等を調査、検討していきたい。

- 4) 倉渚地域において、小水道の整備を継続すること。

【水道局】

市営の小水道は、現在倉渚地域に1箇所あるが、簡易水道への統合をしていくことにより、老朽化した施設の計画的更新や修繕、適正な維持管理を行なっていきたい。

- 5) 市内コンビニへのAED設置の協議を行い、補助制度を導入し、普及の促進に努めること。

【保健医療部】

AED(自動体外式除細動器)の普及は、心肺蘇生法とともに、突然の心臓死を防ぐ有効な手段として認識しており、市民が集う公共施設への配備を積極的に進めてきた。

市内コンビニへの設置については、今後、民間施設も含めた市内の設置状況を把握し検討していきたい。

6. 市民とつくるみんなのまち（地域・自治）

1 活力ある地域社会の創造を積極的に推進するために

- 1) 地域力向上をめざして、支所長が、部局を問わず、支所管内の行政を指導・監督・助言できる体制を、より明確に整備すること。

【総務部】

支所長は、支所を統括する部長職として、既に管内の行政を指導・監督・助言する役割を担い、自ら判断、実行することが求められている。そのような中で、支所がイニシアチブを発揮し、地域ごとに特色のある地域づくりを推進していくための体制整備について、引き続き検討していく。

- 2) 地域の祭りや郷土芸能、運動会等の事業を継続し、より一層の住民親睦・住民自治につながる行事として育成していくこと。

【総務部】

地域において大切に保存・継承されてきた歴史的な文化資源を次世代へと継承する取り組みや、各小学校区域を範囲とする地域づくり協議会が行う活動は、「市民力を生かしたまちづくりを」推進する上できわめて重要である。今後も、地域に根ざした伝統芸能や祭りを継承する取り組みや、各地域づくり活動協議会において、推進体制の強化や実施する事業の充実が図ら

れるよう支援していきたい。

3) 市税や利用料等の滞納対策のために、法的措置も含め本市の毅然とした姿勢を示すこと。

【財務部】

市税や利用料等の滞納者には、それぞれの制度を踏まえた納付指導を行い、法的措置が可能な場合は、その措置を講ずるなど滞納対策に努めているところである。

市税については、多くの納税者が厳しい生活状況の中でも、納期限内に納付していることから、税負担の公平性の面から、納期限内納付と滞納額の一括納付を指導しているところであるが、収入が少なく生活が大変であるという場合には、収支状況報告書を提出してもらい、精査の上、生活状況や財産状況を把握し、生活実態に応じた計画的な納税指導を実施している。

しかし、納税指導や納税相談指導に応じないなど、支払い能力があるにもかかわらず納税意思のない滞納者には、地方税法等に基づき財産調査を実施し、滞納処分を行うという毅然とした態度で取り組んでいる。

4) 職員の資質向上のために、内外の視察研修の予算を、十分に確保すること。

【総務部】

今後の先進地視察の重要性を認識するとともに、その業務の緊急性、特殊性などを考慮し、引き続き対応していきたい。

5) 中山間地域の遊休農地・耕作放棄地対策について、農業委員会・民間団体等と連携して、行政が指導的立場で取り組むこと。

【農政部】

農業委員会、農業公社等の関係機関との連携に加え、民間団体等とも連携を強め、一元的な対策に努めていきたい。

6) 近年深刻な社会問題となっている空き家問題に対し、本市として早急に条例を制定すること。

【総務部】

本市においては、現時点では条例制定の考えはないが、空き家対策については、現在鋭意検討中である。

2 真の男女共同参画社会を構築するために

1) 女性部長をさらに増やすこと。

【総務部】

女性職員の管理職登用については、職域の拡大や能力開発、能力・実績に基づく適材適所の人事配置を進めていく中で、本人の昇任希望なども考慮しながら、今後とも積極的に取り組ん

でいきたい。

2) 女性課長をさらに増やすこと。

【総務部】

女性職員の管理職登用については、職域の拡大や能力開発、能力・実績に基づく適材適所の人事配置を進めていく中で、本人の昇任希望なども考慮しながら、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

3) 男女共同参画推進条例に基づいて、本市が設置する審議会等、政策決定現場への参画において、男女の比率が均等になるようにすること。

【市民部】

高崎市第2次男女共同参画計画（平成20年度～平成24年度）においては、「審議会等における女性委員の比率を30%とする」ことを目標としている。

平成23年度末時点での女性委員の比率は26.7%で、この目標の達成に至らなかったが、より一層、審議会等における女性の参画を推進することにより、市の政策や方針決定過程において男女の意見が適切に反映されるよう、全庁に働きかけていきたい。

4) 男女共同参画を全庁的に推進するために、所管部署を市長公室に置くこと。

【総務部】

現在、市民部において「高崎市男女共同参画条例」を所管するとともに、全庁的な推進を図るための取り組みを実施しているところであり、所管の変更については、関係部署と慎重に協議しながら研究に努めたい。

7. 東日本大震災対策

1) 放射線濃度について、定期観測を継続し、市民への適切な情報発信を図ること。

【総務部】

平成24年度より、子どもが通う小学校、幼稚園及び保育園等の公共施設を中心に市内120箇所を定点測定箇所に拡充し、放射線量の監視体制を強化している。測定結果については、市ホームページと広報高崎に掲載し市民に公表している。

2) 農畜産物への風評被害の対策を講じること。特に実質被害を受けている本市の原木しいたけ産業には、新たな補助制度をつくること。

【農政部】

市では、農協と連携を図り被害農家への融資制度の実施、また、県産原木共同購入支援の要件を緩和するなど緊急支援を実施している。

補償も進む中、今まで同様、県へ早期補償の要請をしていくとともに、既存制度の効果的活用を図っていきたい。

畜産物の風評被害については、県が行っている飼料や牛肉の放射性物質検査が基準値以内であることをふまえ、機会があるごとに安全性をPRしていく。

3) 基準値以上の放射性物質を含む浄水発生土、下水道汚泥の焼却灰における最終処分場の設置を、国の責任で行うよう積極的に働きかけること。

【水道局】【下水道局】

水道局及び下水道局では、放射性物質汚染対処特措法で指定廃棄物とされる8,000ベクレル/kg超の浄水発生土を若田浄水場内に約140t、下水汚泥焼却灰を阿久津水処理センター内の新設した保管庫に約140t仮保管しており、「指定廃棄物関係ガイドライン」に基づき、厳重に管理している。同法17条では、国がその処理を行うこととなっており、現在、環境省と県で最終処分場の候補地選定の協議を進めているところである。県を通じて、国の責任で、早急に最終処分場を設置するよう働きかけていく。

4) 被災地の復興支援について、人的支援を含め継続的に実施すること。

【総務部】

被災地の復興支援については、自治体からの人的支援等の要請に基づき、今後も継続的に取り組んでいきたい。